

パートナーシップ宣誓書受領証

_____ 様 (年 月 日生)	_____ 様 (年 月 日生)
住所 _____ _____	住所 _____ _____
宣誓日 年 月 日	交付番号 _____

広島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

広島市長



注意事項

- 次の場合には、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還してください。
- (1) パートナーシップを解消したとき
 - (2) 一方が死亡したとき
 - (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき
 - (4) 宣誓が無効となったとき
- 次の場合には、宣誓は無効となります。
- (1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき
 - (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき
 - (3) 宣誓の対象者の要件に反しているとき
 - (4) 市内に転入予定の場合、期日までに市内への転入を証明する書類を提出しないとき
- この受領証を紛失、毀損、汚損などの事情により再交付を希望するときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)」をご提出ください。

特記事項

※戸籍上の氏名、再交付日等

受領証の提示を受けられた方へ

広島市では、すべての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向けて、本制度を実施しています。

法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用する方の性的指向や性自認、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。

1. パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係。

2. 宣誓を受けた際に確認した事項

この受領証は、市長に対してパートナーシップの宣誓を行った2人の者が、下記の事項に該当すると認めた場合に交付されます。

- (1) いずれか一方が市内に住所を有していること(転入予定を含む。)
- (2) 成年に達していること
- (3) 配偶者(事実婚を含む。)がないこと
- (4) 宣誓者以外の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者でないこと(養子縁組を除く。)